

# 身体障害者障害程度等級表

## 生計同一者運転の場合の対象範囲

## 本人運転の場合の対象範囲

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能, 言語機能, 又はそしやく機能の障害	肢体不自由			乳幼児基以前の非進行形の脳病変による運動機能障害
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	
1級	両岸の視力の和が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したものの 2. 両上肢を手間接以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したものの 2. 両下肢の大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動がほとんど不可能なもの(両上肢が条件) 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1. 両眼の視力の和が0.04以下0.02以上のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について機能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デジベル以上のもの(両耳全ろう)			1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢の上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの(全指の機能全廃は該当しない)	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により座位または起立位を保つのが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動が極度に制限されるもの(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	1. 両眼の視力の和が0.08以下0.05以上のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について機能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ90デジベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能, 言語機能又はそしやく機能の喪失(喉頭摘出による音声機能の障害に限る)	1. 両上肢の親指及び人差し指を欠くもの 2. 両上肢の親指及び人差し指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショッパー間接以上で欠くもの 2. 一下肢の大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの(生計同一運転の場合は1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く) 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	1. 両眼の視力の和が0.12以下0.09以上のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1. 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デジベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通和語の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能, 言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1. 両上肢の親指を欠くもの 2. 両上肢の親指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の肩関節, 肘関節又は手関節のいずれか一関節の機能を全廃したものの 4. 一上肢の親指及び人差し指をかくもの 5. 一上肢の親指及び人差し指の機能を全廃したものの 6. 親指または人差し指を含めて一上肢の3指を欠くもの 7. 親指または人差し指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したものの 8. 親指または人差し指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障害	1. 両下肢の親指を欠くもの 2. 両下肢の親指の機能を全廃したものの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又はひざ関節の機能を全廃したものの 6. 一下肢が腿側に比して10cm以上又は腿側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1. 両眼の視力の和が0.2以下0.13以上のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		1. 両上肢の親指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢の親指を欠くもの 4. 一上肢の親指の機能を全廃したものの 5. 一上肢の親指及び人差し指の機能の著しい障害 6. 親指または人差し指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3. 一下肢が腿側に比して5cm以上又は腿側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害(胸部成型手術の内容が肋骨切除本数6本以上(第1肋骨を含むときは5本以上))	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に使用があるもの 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障があるもの
6級	1眼の視力が0.02以下, 他眼の視力が0.6以下のもので両眼の視力が0.2を越えるもの	1. 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デジベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2. 1側耳の聴力レベルが90デジベル以上, 他側耳の聴力が50デジベル以上のもの			1. 一上肢の親指の機能の著しい障害 2. 人差し指を含めて一上肢の2指を欠くもの 3. 人差し指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン間接以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級					1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節, 肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. 人差し指を含めて一上肢に2指の機能の著しい障害 5. 一上肢の中指, 薬指及び小指を欠くもの 6. 一上肢の中指, 薬指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害(一下肢の機能障害) 3. 一下肢の股関節, 膝関節又は足関節のうち, いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6. 一下肢が腿側に比して3cm以上又は腿側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調症を有するもの 下肢に不随意運動・失調症を有するもの

### 生計同一者運転の合算等級認定基準

- (同一部位合算)  
 ・視覚合算 3級  
 ・上肢合算 1級  
 ・下肢合算 2級

- (複数部位合算)  
 ・下肢6級以上を含む合算2級以上

備考  
 ※両眼の視力  
 万国式視力表によって計ったものをいい, 屈折異常のあるものについては矯正視力について計ったものをいう。  
 ※光覚 視力0  
 ※眼前指数 視力0.01

※聴力損失の表示  
 当該デジベル値に10デジベル加算した値を聴力レベルとする  
 ○聴力損失85デジベル  
 一聴力レベル95デジベル

# 身体障害者障害程度等級表

## 生計同一者運転の場合の対象範囲

## 本人運転の場合の対象範囲

級別	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能の障害					ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝機能障害 (平成22年4月1日施行)	療養手帳	精神障害者保健福祉手帳																														
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害																																		
1級	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	A1	1級																														
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	A2	2級																														
3級	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	B1																															
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	B2																															
備考	<p>※同一部位以外の合算は出来ない(心臓障害4級とじん臓障害4級を合算して、内臓障害3級とすることはできない)が、ぼうこうと直腸は障害程度等級表開設によると同一部位であると認定してかまわない</p> <p>○ぼうこう、直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が極度に制限されるもの(3級)                      ○ぼうこうの機能の障害により社会での日常生活活動が極度に制限されるもの(4級)                      ○直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が極度に制限されるもの(4級)                      このような表記は、ぼうこう・直腸の機能障害(3級)で減免に該当する。</p>																																						
合算指数算定法	二つ以上の障害が重複する場合は、各々の障害等級に対応する指数を合算し、その合算指数に応じて、障害等級を認定する		<table border="1"> <tr> <th>(障害等級)</th> <th>(指数)</th> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>0.5</td> </tr> </table>		(障害等級)	(指数)	1級	18	2級	11	3級	7	4級	4	5級	2	6級	1	7級	0.5	<table border="1"> <tr> <th>(合計指数)</th> <th>(認定等級)</th> </tr> <tr> <td>18以上</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>11~17</td> <td>2級</td> </tr> <tr> <td>7~10</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>4~6</td> <td>4級</td> </tr> <tr> <td>2~3</td> <td>5級</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>6級</td> </tr> </table>		(合計指数)	(認定等級)	18以上	1級	11~17	2級	7~10	3級	4~6	4級	2~3	5級	1	6級	※障害者等級7級のみでは、身体障害者手帳は発行されない		
(障害等級)	(指数)																																						
1級	18																																						
2級	11																																						
3級	7																																						
4級	4																																						
5級	2																																						
6級	1																																						
7級	0.5																																						
(合計指数)	(認定等級)																																						
18以上	1級																																						
11~17	2級																																						
7~10	3級																																						
4~6	4級																																						
2~3	5級																																						
1	6級																																						